

最低賃金って、具体的に？

いつも お世話になっております。

台風一過?? ということで、楽しいお盆をお過ごしでしょうか？

夏バテにはお気を付けて 元気に遊びましょう。

さて、先号で 最低賃金算額の 変更について触れましたが、
今号では 具体的な 計算方法を取り上げさせていただきます。



① 最低賃金を 1ヶ月あたりに換算すると？

現在の奈良県の最低賃金は 710円/日時間です。

時給の方 → 710円/時 は × が 支給！ は 分かりやすいですが、

月給の方は どう計算するのか というと…

★ 7.16ヶ月勤務 (所定労働時間) の場合

$$4.0 \text{ 日時間 (1時間当たり)} \times \frac{31}{7} \text{ 日 (1ヶ月当たり)} \times 710 \text{ 円/日時} = 125,772 \text{ 円/月}$$

が 1ヶ月当たりの 最低賃金となります。

② どんな手当も対象額に含まれるの？

最低賃金の対象となる手当は 限定されています。

除かれる手当は 具体的に以下のようなものです。

○ 臨時手当 (結婚手当等) ○ 賞与

○ 時間外手当 ○ 出勤手当 ○ 家族手当 ○ 通勤手当

このような手当を除いた支給額が上記で算出した金額と

上回る必要があります。

労働条件を決定される際には ご注意下さい！

メールマガジン配信希望の方は下記のメールアドレスまでご連絡ください。